

4月～7月限定無償化に関するQA

	質問	回答
1	無償化となる対象者を教えてください	対象期間に松戸市立小中学校に在籍している全ての児童生徒が対象です。
2	無償化になるために申請が必要ですか	今回の無償化に関しては、保護者様の手続きは不要です。
3	私立学校や県立学校に通う児童生徒も無償化になりますか	松戸市立小中学校の児童生徒を対象としているため、私立学校や県立学校に通っている場合は対象となりませんが、令和7年4月～7月の期間は、私立小中学校等就学者を対象とした昼食費支援事業の対象となり得ますので、概要をご覧ください。

4月～7月限定弁当持参に関するQA

	質問	回答
1	アレルギーや宗教上の理由等で給食を食べられない場合、補助はありますか	松戸市立小中学校に在籍し、弁当等を持参する全ての児童生徒へ給食費相当分を給付しますので、弁当支援の申請をしてください。
2	弁当等持参者に対する補助は申請が必要ですか	補助金給付となるため、1回でも弁当等を持参する見込みがある場合は申請が必要です。松戸市オンライン申請システムの弁当等持参支援より、申請してください。※オンライン申請が初めての方は、利用登録が必要です。
3	「ふれあい学級」や「ほっとステーション」に通っている場合、弁当等支援の対象となりますか。	松戸市立小中学校に在籍し、市が設置している「ふれあい学級」や「ほっとステーション」に通っている場合は、弁当等支援の対象となります。 ※ひと月すべて給食を停止している場合は、「昼食費支援事業」の対象になり得ますので、概要を確認ください。
4	長期欠席者は弁当等支援の対象となりますか。	弁当等支援事業は、市が設置している施設に通っている児童生徒を対象としているため、不登校等で自宅にいる場合は対象外です。 ただし、令和7年4月～7月の期間は、長期欠席者に対する昼食費支援事業が対象となり得ますので、概要をご覧ください。
5	私立学校や県立学校・フリースクールに通っている子は弁当等支援の対象となりますか。	弁当等支援事業は、市が設置している施設に通っている児童生徒を対象としているため、私立学校や県立学校・フリースクールに通っている場合は対象外です。 ただし、令和7年4月～7月の期間は、私立小中学校等就学者を対象とした昼食費支援事業の対象となり得ますので、概要をご覧ください。
6	すでに生活保護・就学援助の認定を受けていますが、弁当等持参者支援の対象となりますか。	生活保護・就学援助等により、弁当等の支援を受けていない場合は対象となります。
7	弁当等持参者支援の申請期限を過ぎても対象となりますか。	保護者様の口座へ支給するために準備を要するため、期限までに申請ください。対象期間中に1食でも弁当等を持参する場合はご申請ください。
8	弁当等持参者支援の補助金の給付内容について教えてください。	給食実施日に弁当持参した場合、給食費の1食単価を掛け合わせた給食費相当額(牛乳を飲まない場合は牛乳代を掛け合わせた額)を給付します。(欠席した日は除きます)。